

知多北部広域連合公文例規程

(平成11年6月1日 訓令第5号)

改正 平成31年4月 1日 訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、知多北部広域連合の公文例について必要な事項を定めるものとする。

(公文の種類)

第2条 公文の種類は、次のとおりとする。

- (1) 条例 地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条の規定に基づき議会の議決を経て制定するもの
- (2) 規則 地方自治法第15条の規定に基づき広域連合長が制定するもの
- (3) 告示 法令で告示する旨規定されている事項又は権限に基づいて決定若しくは処分した事項を一般に知らせるもの
- (4) 公示 法令で公示、公告若しくは公表する旨規定されている事項又は一定の事実を一般に知らせるもの
- (5) 訓令 所属の諸機関及び職員に対して指揮命令するもの
- (6) 訓 訓令のうち一時限りのもの又は一般に知らせる必要のないもの
- (7) 内訓 訓のうち秘密のもの
- (8) 通知等 通知、通達、照会、回答、報告、諮問、答申、進達、副申、申請、願、届、建議その他これらに類するもの
- (9) 証明書等 証明書、賞状、表彰状、感謝状、祝辞、式辞、辞令、契約書、裁決書その他前各号以外のもの

(条例)

第3条 条例は、次の各号の例による。

- (1) 新たに制定する場合

ア 本則が単条のとき。

- ② 知多北部広域連合〇〇条例をここに公布する。

- (2) 法人にあつては、その所在地及び名称。ただし、申請当時法人が未成立の場合は、発起人又は代表者の住所及び氏名
- (3) 法人格を有しない団体にあつては、その所在地及び名称並びに代表者又は責任者の住所及び氏名
- (4) 申請者が多数の場合は、連名又は代表者の住所及び氏名並びに代表者であることの表示
- (見出し符号)

第12条 項目を細別するために用いる見出し符号は、次に定めるところによる。この場合、句読点は付けず、1字分空白として次の字を書き出す。

- (1) 左横書きの文書の場合

第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)
第2	2	(2)	イ	(イ)	b	(b)
第3	3	(3)	ウ	(ウ)	c	(c)

- (2) 縦書きの文書の場合

三	二	一
3	2	1
(三)	(二)	(一)
(3)	(2)	(1)
ウ	イ	ア
(ウ)	(イ)	(ア)

(句読点)

第13条 条文には、必ず句読点を付けなければならない。ただし、名詞形を列挙した場合は、「\、\、\、\、\とき」及び「\、\、\、\、\こと」で各号列記が終わるとき、並びに名詞形の字句の後に更にただし書等の文章が続くときを除くほか、句点を用いない。

附 則

この訓令は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。